

「あいちのみどり（緑化を推進するための基本的かつ総合的な施策）」（案）の概要

第1章 「あいちのみどり」について

- 策定の趣旨** 近年、集中豪雨や熱波など地球温暖化の影響による極端な気象現象が観測されており、持続可能な開発を目指すSDGsやカーボンニュートラルといった社会的課題への対応、気候変動の問題と並ぶ地球規模の課題として、生物多様性の保全に関する取組についても国際的な枠組みの中で緊急の行動を取ることが求められています。
「あいちのみどり」は、このような状況を踏まえ、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年3月30日条例第3号）」に基づき、緑地の持つ多様な機能が十分に発揮され、人と社会がその恵みを持続的に享受することができるよう、緑化を推進するための基本的かつ総合的な施策を示すものです。
- 対象区域** 「都市の緑」や「森林の緑」、「里山の緑」、「農地の緑」、「海岸の緑」等、地域ごとに様々な形態の緑があることから県内全域を対象とします。

第2章 「あいちのみどり」の目指す姿

1 緑に関する現状と役割

（1）気候変動への適応

地球温暖化の進行は、台風や豪雨による自然災害の発生、海面の上昇、生態系の擾乱等により、都市生活、経済活動、農林水産業等に深刻な影響をもたらしています。

屋上緑化や壁面緑化は建物外壁等の表面温度の上昇や蓄熱の防止し、植物の蒸発散や緑陰による地表面等の温度の低減等を通じて、ヒートアイランド現象を緩和し、都市内に冷涼な空間を形成する機能を有していることから、気候変動適応対策として緑地の保全や緑化の推進を図ることが必要です。

（2）生物多様性の確保

人間活動の拡大や気候変動などにより様々な生態系サービスが低下し、生物多様性の確保が地球規模の課題として認識されています。このため、2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられ、その具体的な目標として「30by30目標」が設定されました。

緑地は、動植物の生息地・生育地として地域固有の生態系を支える基盤であり、ネイチャーポジティブの実現に向けて良好な自然的環境を有する緑地の保全、再生が求められています。

（3）カーボンニュートラルの実現

20世紀以降、世界の二酸化炭素の排出量が増え、大気中の二酸化炭素濃度が年々増加しています。これに伴い世界の平均気温は上昇しており、短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下など、様々な分野への気候変動の影響が発生しています。

こうした中、わが国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。

緑地は、二酸化炭素吸収源及び炭素貯蔵庫としての機能を有しており、地球温暖化の防止に大きく貢献しています。その機能を十分に発揮するため、都市の緑化空間の創出や適切な森林の整備、藻場や干潟などの保全が求められています。

（4）ウェルビーイングの向上

物質的な豊かさの向上を背景に、心と体の健康を保つことの重要性は一層高まっており、SDGsの一つとして人々のウェルビーイングを促進することが位置づけられています。

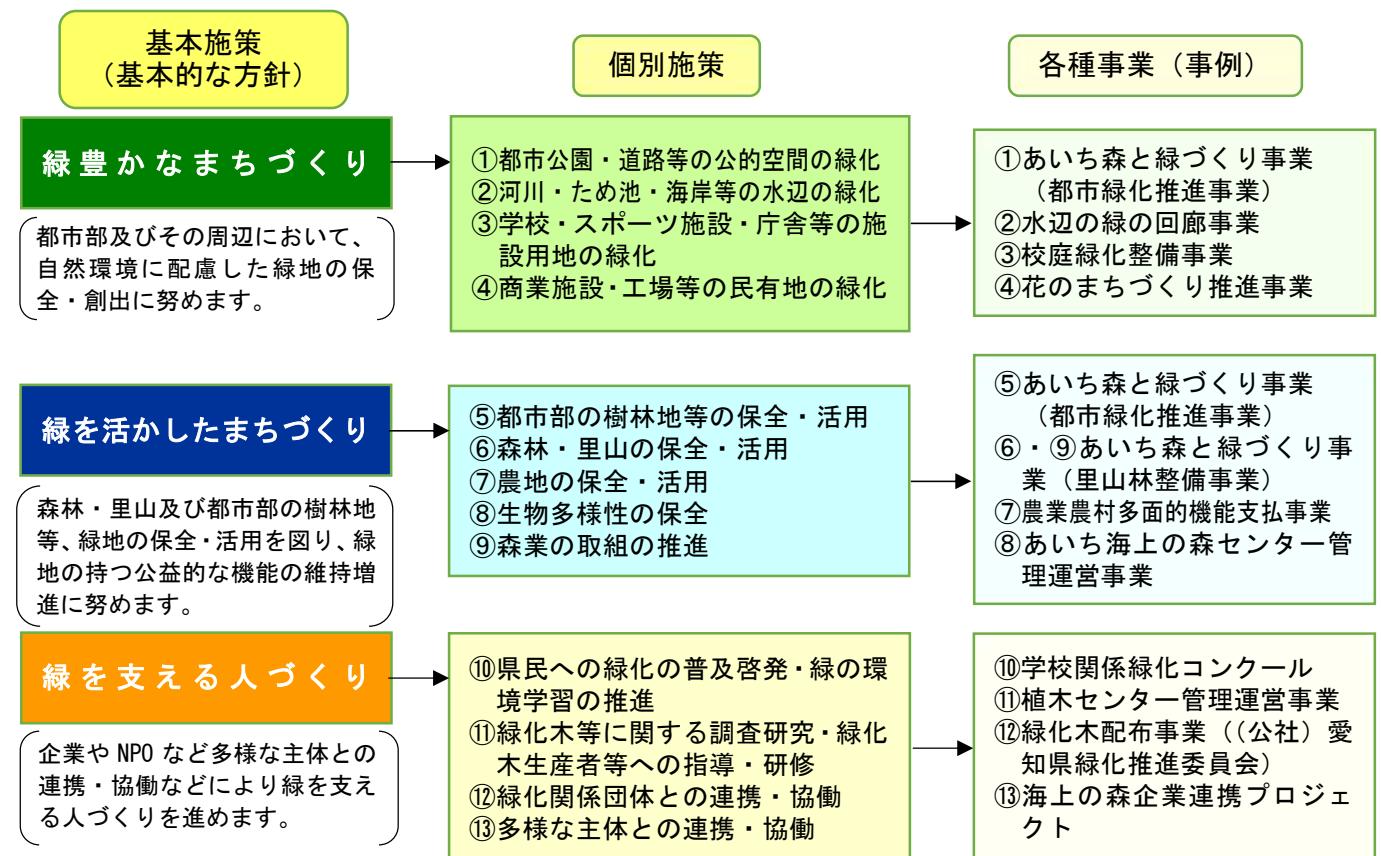
緑地は、精神的・身体的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下等にも寄与することが報告されており、ウェルビーイングを促進することが期待されています。

2 基本的な方針

県土の緑化を推進するため、山村から都市まで緑豊かな県土の実現に向け、緑地の持つ多様な公益的機能を発揮し、より健康で快適な環境を確保するため、自然環境に配慮した多様な緑地を保全・創出し、また、県民や民間事業者の自主的な行動によって緑化活動が展開される土壤づくりを目指します。

第3章 緑化推進の基本施策、個別施策及び各種事業（事例）

第2章の「2 基本的な方針」を実現するための具体的な取組として、以下の基本施策等を示します。



第4章 緑化関係施策の効果的な推進に向けて

1 緑化に関する個別施策の相互調整

府内関係局で連絡調整する場を設け、関係課間で情報共有や相互調整を図ります。

2 各種事業の実施状況等の情報発信

県の緑化の取組状況を広く周知していくこととし、個別施策に対する各種事業の実施状況をとりまとめ、Web等の手段を用いて情報発信していきます。

3 各種事業のSDGsの達成への貢献

緑化の推進を通じてSDGsが目指す持続可能な社会の実現にも貢献していきます。